

地区連絡協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、地区連絡協議会運営方法について規定するものである。

(地区連絡協議会)

第2条 協会に、以下の地区連絡協議会をおく。

- (1) 四国中央 (2) 新居浜 (3) 西条 (4) 周桑 (5) 今治 (6) 松山
- (7) 伊予 (8) 大洲 (9) 八幡浜 (10) 宇和島

(役職及び職務)

第3条 地区連絡協議会に以下の者をおく。

- (1) 地区代表
 - (2) 地区副代表
- 2 各役職の職務は以下のとおりとする。
- (1) 地区代表は地区連絡協議会を代表して総括する。
 - (2) 地区副代表は地区代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 定款第12条による会員の除名について、地区連絡協議会においてこれを決議し、理由書を付し会長に申請することができる。

(選出方法及び人員)

第4条 地区代表は、地区連絡協議会所属の理事の中から互選によって地区代表候補者1名を選び、理事会において選定する。

- 2 地区副代表は選出された地区連絡協議会所属の理事の中から互選によって2名以内を選定することができる。

(事業)

第5条 地区連絡協議会で実施する事業は、協会の定款、事業計画に則り、地区代表の責任において行うものとする。地区連絡協議会で実施する事業は、不動産フェア、相談、研修、入会審査、相談対応ほか、理事会で承認された事業とする。

(理事打合会)

第6条 地区代表は地区連絡協議会所属の理事を招集して地区連絡協議会に関する事項を審議するため理事打合会を開催することができる。

- 2 理事打合会は原則年3回まで開催することができる。
- 3 理事打合会の開催時、出席者には市内交通費を支給する。
- 4 理事打合会の運営は次のとおり行い、地区代表は理事打合会の開催後速やかに、会長宛て報告しなければならない。
 - (1) 招集については定款第34条第1項、第2項及び第3項（監事は除く）を準用する。
構成員が全員賛成した場合はこの限りではない。
 - (2) 定足数については定款第35条を準用する。
 - (3) 決議については定款第36条第1項を準用する。
 - (4) 議長については定款第36条第2項を準用する。

- (5) 委任表決については定款第 36 条第 3 項を準用する。
- (6) 議事録については定款第 37 条第 1 項を準用する。議事録署名人については議長及び出席理事が行う。議長以外の理事が 3 名以上の場合は出席理事のうちから選任された 2 名以上が署名する。議事録については、理事打合会報告書で代えることができ、この場合は地区代表が署名する。

(委員会の設置)

第 7 条 前条の事業を処理するため次の委員会を設置して業務を分担する。

- (1) 不動産フェア委員会
 - (2) 研修業務委員会
 - (3) 入会審査委員会
 - (4) 相談対応委員会
- 2 委員会の構成人数については以下のとおりとする。
- (1) 不動産フェア委員会及び研修業務委員会は総数 90 名を基本とする。計算方法は、各地区連絡協議会 5 名を割り当て、残り 40 名を当該年度の前年 9 月 1 日現在の会員数による会員割りとする。
 - (2) 入会審査委員会及び相談対応委員会は上限を 5 名とする。
- 3 地区連絡協議会所属の理事の合議によって委員を選定し、氏名・担当委員会等を理事会に報告しなければならない。
- 4 各地区連絡協議会によって委員の増減を可能とする。ただし、この場合も理事会に報告しなければならない。
- 5 委員長及び副委員長
- (1) 委員長は地区副代表と合議のうえ、地区代表が指名する。
 - (2) 副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員会の運営は委員会規程第 5 条及び第 6 条を準用する。

(任期)

第 8 条 第 3 条及び第 7 条に定める者の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。なお、後任が決定するまでその職務にあたらなければならない。

(事業費等)

- 第 9 条 不動産フェア、相談、研修に関する事業費及び地区連絡協議会委員会費用は理事会で承認された額とする。
- 2 不動産フェア委員会及び研修業務委員会の経費については、第 7 条第 2 項によって算出された人数による。同条第 4 項による委員の増減には影響されない。ただし、委員 1 名あたりに支給される市内交通費は旅費規程による金額を上限とする。
 - 3 不動産フェアについては事業費及び経費を含めて支給し、総額の範囲内において委員会を開催することができる。
 - 4 入会審査委員会は、開催の都度、旅費規程による市内交通費を支給する。
 - 5 相談対応は不動産無料相談所設置規程による。

(事業計画及び事業報告)

- 第 10 条 協会の計画する事業以外の事業を計画する場合は、当該年度の始まる 3 ヶ月前まで（当該年の前年 12 月末締切）に書面により会長宛て申請するものとする。
- 2 前項については、事業の内容及び事業全体の公益目的事業比率などを検討の上、妥当

と判断した場合は理事会に上程する。

- 3 協会の計画した事業及び第1項に定める事業については、事業終了次第、書面により会長に報告しなければならない。経費についても、必要書類を添付して速やかに報告しなければならない。
- 4 地区連絡協議会が文書を発信した場合は、その写しを協会へ報告しなければならない。また、地区連絡協議会において会合を開催した場合はその記録も協会へ報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、公益社団法人への移行登記の日より施行する。
2. 平成24年8月17日一部改正。
この規程の変更については、即日施行する。